

3) ガバナンス部門

米田雅宏（准教授・行政法）

1. 2012年4月から（また2013年2月からはアレクサンダー・フォン・フンボルト財団奨学研究者として）ドイツ・フライブルク大学法学部第三公法講座にて在外研究を行う機会が与えられた（受入れ教授：D. Murswiek 教授）。従って2012年度の研究活動は、従来からの研究領域である警察法にかかわるものと現地ドイツの法実務にかかわるもの大きく二つに分けられる。

(1) 警察法にかかわるものは、以下の通りである。

第1に、ドイツ警察法を貫いている、いわゆる「補充性の原理」に関する研究を行った。ドイツでは、警察機関（執行警察）は他の国家機関の活動に対して補充的・二次的であるべきとする「補充性の原理」を軸に、戦後警察権力の分散化（いわゆる脱警察化）が進められたが、近年では国境を越えたテロ対策（「鎮圧から予防へ」）や治安任務の警備業者への一部委託（「社会的任務としての安全」）等を契機に、分散した警察権力の自覚的な連携・連帯が模索されている（権力分立観の新解釈〔（権力抑制という受動的な）権力分立観から（機関の適性に適合した、機能的な）権力分立観へ〕もその背景にある）。本研究では上記の動向を踏まえつつ「補充性の原理」の規範的意味を確認した上で、とりわけ執行警察と裁判所との役割分担が問題となりうる民事不介入の原則（民事上の法律関係不干涉の原則）を素材にして民事紛争における執行警察の役割と限界について探った。関連して、本研究課題に関し有益なアドバイスを提供して頂いた Th. Württenberger 教授のご助力を得て、フライブルク地区警察本部の D. Klose 氏に執行警察と警察行政庁ないし特別秩序行政庁との協働の具体的事例について、またフライブルク県庁（行政管区庁）の警察本部長 B. Rotzinger 氏に現在進行中であるバーデン＝ビュッテムベルク州の警察改革（執行警察部門の統廃合・専門性の向上・任務遂行の効率性と柔軟性の追求・IT 部門強化・改革の意義と効果等）についてヒアリング調査も実施した。これら研究の全体的な総括については、さらなる実証研究の成果も踏まえて今後論文の形でまとめる予定である。

また上記に関連して第2に、ドイツ公法の最新のトピックや判例動向を取り入れるべく、公法講座で月数回開催される Doktorand や Habilitand らを中心とする研究会に参加。現役連邦憲法裁判所裁判官による連邦憲法裁判所の判例分析、現役行政裁判所裁判官による行政判例分析の研究会、警察法関連講義・ゼミにも参加した。

(2) ドイツの法実務にかかわるものは、以下の通りである。

第1に、科研費基盤研究（B）「違憲審査活性化についての実証的・比較法的研究」（研究代表者：笹田栄司教授）の一環としてドイツ連邦憲法裁判所における裁判官支援体制（判決文起草までの具体的プロセス）を明らかにすべく、連邦憲法裁判所裁判官（M. Eichberger 氏）にヒアリングを実施した（オブザーバー参加）。主任裁判官が事実上各裁判官の専門性に配慮して割り振られることや、調査官同士の（インフォーマルな）コミュニティの存在が果たす役割等、非制度的ツールが機能する局面の一端を垣間みることができた。

第2に、科研費基盤研究（A）「関係性及び連携と連帯に着目した新たな行政観の構築可能性とその具体像に関する研究」（研究代表者：亘理格教授）の一環として複数の施策を有機的に結びつける政策事例を都市政策を例にして実証的に明らかにすべく、フライブ

ルク市都市計画局（Chr. Lang 氏）にヒアリングを実施した。フライブルクでは都市政策において交通政策・環境政策（さらには防犯政策）が有機的に結びつけられ、人口動態・GDPをベースとした綿密に練られた土地利用計画（F-Plan）の下で政策が遂行されていること、できるだけ早期に住民意見を徴収し計画策定後に想定される反対意見を最小化させる住宅地発展計画（Stadtteilentwicklungsplan：F-Plan と B-Plan の中間に位置づけられるもの）の存在が実際上訴訟の芽を摘み取る効果を挙げていること、政策実施の一連のプロセス（住民からの意見徴収などの局面等において）が多くの法律専門家によって支えられていること等が明らかとなった。

第3に、フライブルク行政裁判所での裁判傍聴（セルビア人に対するドイツ国籍付与処分撤回取消訴訟）並びに行政裁判所裁判官（A. Bostedt 氏）へのヒアリングを実施した。裁判傍聴を通じてドイツの行政裁判の具体的な訴訟審理の流れを確認するほか、ヒアリングを通じてフライブルク地区では（抗告訴訟であるにもかかわらず）特に隣人建築訴訟に限って Mediation（調停制度）が多く利用されていること等、明らかにすることができた。

2. ドイツ滞在1年目の2012年度は、研究分野を特に限定することはせずドイツの（公）法理論・実務全体を俯瞰しドイツ社会における「法（律）」の立ち位置・機能の仕方について確認する1年であった。滞在2年目は、ドイツと比較した場合の我が国の法理論・法実務の特徴を意識しながらこれまで得た知見をさらに深化・具体化させていきたい。